公　聴　会

一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会の開催

次のように告示する。

平成二十四年十二月十一日

東北経済産業局長　山田　尚義

一　件名　相馬ガス株式会社申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会

二　期日　平成二十五年一月十五日　午後二時から

三　場所　南相馬市民情報交流センター中会議室（福島県南相馬市原町区旭町二丁目七番地の二）

四　事案の要旨

1　一般ガス供給約款の変更（熱量変更終了に伴うガス料金総原価見直しによる料金改定。）

2　詳細は、東北経済産業局資源エネルギー環境部電力・ガス事業課（宮城県仙台市青葉区本町三丁目三番一号　仙台合同庁舎）並びに相馬ガス株式会社（福島県南相馬市原町区青葉町二丁目三番地）において閲覧に供する。

五　その他

1　公聴会に出席して意見を述べようとする者は、別記様式により、住所（郵便番号及び電話があるときは電話番号を付記すること。）、氏名（ふりがなを付すこと。）、職業（団体又は企業にあっては、その名称、所在地及び代表者の氏名並びにその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）及び職名）及び意見の概要を記載した東北経済産業局長あての意見陳述届出書（一人一通に限る。）を作成し、封筒の表に「相馬ガス株式会社関係公聴会陳述希望」の旨を記載して、平成二十四年十二月二十六日までに東北経済産業局資源エネルギー環境部電力・ガス事業課（郵便番号九八〇―八四〇三　宮城県仙台市青葉区本町三丁目三番一号仙台合同庁舎）に到達するよう提出すること。なお、意見陳述の届出が多数の場合は、東北経済産業局長が意見を述べることのできる者を指定の上、その旨を届出者あて通知する。

2　傍聴を希望する者は、郵便往復はがき（住所、氏名及び「相馬ガス株式会社関係公聴会傍聴希望」の旨並びに返信用はがきのあて先を必ず明記すること。ただし、一人二通に限る。）により、平成二十四年十二月二十六日までに東北経済産業局資源エネルギー環境部電力・ガス事業課（郵便番号九八〇―八四〇三　宮城県仙台市青葉区本町三丁目三番一号仙台合同庁舎）に到達するよう申し込むこと。なお、傍聴申込みが多数の場合は、抽選により傍聴者を指定の上、その旨を申込者あて通知する。

3　公聴会が前記第二号の期日中に終了しないときは、翌日以降も続行する。

4　期日までに意見陳述届出書の提出がない場合は、公聴会は開催しないものとする。

様式

意見陳述届出書

東北経済産業局長　殿

届出者　氏　名（ふりがな）

（郵便番号）

住　所

（電話番号）

職　業

相馬ガス株式会社申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会に出席して意見を述べたいので、次のとおり意見の概要を付して届け出ます。

（意見の概要）

備考

1　届出書の用紙の大きさは、できる限り日本工業規格Ａ４とすること。

2　意見の概要は、できる限り所定の欄に記載することとし、意見の詳細を記載する場合には、別紙に記載して届出書に添付すること。

3　団体又は企業の場合は、氏名の欄にはその名称、代表者の氏名及びその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）を、住所の欄にはその団体又は企業の所在地を、職業の欄にはその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の職名を記載すること。

資　料

―閣議決定等事項―

（内閣官房）

十二月七日（金）

○一般案件（抜粋）

一、内閣官房及び内閣府の本来の機能を向上させるための事務分担の見直しについて（決定）（内閣官房・内閣府本府）

二、「平成二十四年度の国家公務員の新規採用抑制の方針について」の一部改正について（決定）（総務省）

三、豪雪地帯対策基本計画の変更について（決定）（国土交通・総務・農林水産省）

○国会提出案件（抜粋）

一、破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告について（決定）（金融庁・財務省）

二、日本銀行の「通貨及び金融の調節に関する報告書」について（決定）（財務省）

公　告

諸　事　項

有権者申出方

元当局所属公証人佐々木博章の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出て下さい。

平成 24 年 12 月 11 日　東京法務局

元当局所属公証人桐生哲雄の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出て下さい。

平成 24 年 12 月 11 日　東京法務局

金融商品取引業者に対する行政処分の公告

金融商品取引法第52条第１項第３号及び第53条第２項の規定に基づき、下記金融商品取引業者に対して、業務の停止を命じたので、同法第54条の２の規定により公告する。

記

1．商号　イニシア・スター証券株式会社

2．本店所在地　東京都港区赤坂一丁目３番３号

3．登録番号　関東財務局長（金商）第144号

4．登録年月日　平成19年９月30日

5．行政処分の年月日　平成24年12月１日

6．行政処分の内容

平成24年12月１日から同25年１月31日までの間、金融商品取引業に係る全ての業務（顧客取引の結了のための処理等当局が個別に承認したものを除く）の停止。

平成 24 年 12 月 11 日

関東財務局長　菅野　良三

行政手続法第15条第３項の規定による公告

経済産業省公告第 12 号

次に掲げる鉱業権者又は鉱業権者代表者の所在が不分明であって、鉱業権の取消しに関する聴聞の通知を送達することができないので、鉱業法第56条第３項の規定により読み替えて適用する行政手続法第15条第３項の規定により、鉱業原簿に記載された住所の所在地の市役所又は区役所に下記のとおり通知の内容を掲示した。

⑴登録番号　岐阜県採掘権登録第626号　鉱業権者代表者　愛知県名古屋市中川区荒子二丁目206番地　鬼頭　毅

⑵登録番号　岐阜県採掘権登録第1157号　鉱業権者　東京都台東区西浅草二丁目７番５号　日比野匡彦

⑶登録番号　岐阜県採掘権登録第1319号　鉱業権者　岐阜県土岐市泉森下町二丁目３番地（森下荘）　生田みよ子

⑷登録番号　岐阜県採掘権登録第138号（砂）　鉱業権者代表者　東京都三鷹市井の頭５―２―32　真鍋　愛子

⑸登録番号　岐阜県採掘権登録第1264号　鉱業権者　愛知県名古屋市中区錦３―23―18（ニューサカエビル）　キクオカ綜業株式会社

記

1　聴聞会開催日時　平成25年１月29日　午後１時30分

2　聴聞会開催場所　中部経済産業局２階大会議室